

地对財特法期限後の事業等の見直し結果について（案）

平成22年3月

＜資料目次＞

〔１〕	委託事業	・・・	１
〔２〕	補助金・分担金	・・・	１１
〔３〕	貸付金	・・・	１６
〔４〕	政策的な課題の解消について	・・・	１７
〔５〕	未利用地、建物等の使用	・・・	２２
〔６〕	特別な優遇措置等	・・・	２５

※「番号」欄は別紙「地対財特法期限後の事業等の見直し項目一覧」の番号を使用しています。

※「所管課等」欄は、原則として平成１８年度当時のものを記載しています。

※「見直しの進捗状況」欄の「◎」は見直しが完了したものです。

〔1〕 委託事業

- ・ 共通事項…それぞれの事業ごとに廃止、整理統合、全市展開の方向を定め、スケジュールを明確にして実行する。
- ・ 「所管課等」「事業名称等」「契約の相手方」は、原則として平成18年度当時のもの。

番号	局 名	所管課等	事業名称等	契約の相手方	方針	見直しの経過及び結果	見直しの 進捗状況	備考
1	市民局	人権室	人権文化センター管理運営業務	(社) 大阪市人権協会	・ 東淀川区内の南方・日之出・飛鳥人権文化センターの3館については、統合の方向で検討を進め、平成19年秋頃までに結論を出す。 ・ 次期指定管理期間に向けて、機能・施設のあり方を抜本的に見直す方向で、今後、精力的かつ総合的な検討を進め、平成20年度末を目途に結論を出す。	・ 東淀川区内の3館については、条例改正を行い、平成20年度から1館に統合した。 ・ 平成21年度末で人権文化センター条例を廃止する。 ※詳細は「政策的な課題の解消について」の項を参照	◎	
2	健康福祉局	いきがい課	代行型老人福祉センター管理運営	(社) 大阪市人権協会	・ 地域老人福祉センターについては、公の施設としては廃止し、一定の高齢者が日々利用しているため、施設の有効活用を図る観点から高齢者の自主的な活動の場として引き続き利用に供するとともに、高齢者だけでなく広く市民が利用できるよう多機能・多目的な利用形態等について検討を行い、平成19年度予算に反映する。なお、大阪市人権協会の職員については別途検討する。	・ 平成18年度末で条例施設としては廃止した。 ・ もと地域老人福祉センターの利用については平成21年度末で廃止する。 ※詳細は「政策的な課題の解消について」の項を参照	◎	

番号	局 名	所管課等	事業名称等	契約の相手方	方針	見直しの経過及び結果	見直しの進捗状況	備考
3	教育委員会事務局	社会教育課	青少年会館管理運営業務	(財) 大阪市教育振興公社	・「大阪市立青少年会館条例」は、平成18年度末をもって廃止する。 ・青少年会館においてこれまで実施してきた ○不登校など課題を抱える青少年に対する相談や居場所づくり ○青少年体験学習 ○若年層職業観育成・社会参加支援 の事業は、本市の青少年施策に位置付け、「(仮称)子ども青少年局」所管の事業として、平成19年度以降同館に拠点を限定することなく、中央青年センター、総合生涯学習センターや市民学習センター、区民センターや子ども・子育てプラザ等を積極的に活用するなどして、全市的展開に向け、その拡充を図ることとし、事業手法を含め平成19年度予算に反映する。 ・その他については、本市の事業としては廃止する。 ・また、現在の青少年会館施設については、体育館やグラウンド等のうち、規模、内容が一般スポーツ施設として活用できるものについては、市民利用の一層の促進を図るべく条例に位置付けるとともに、公募による指定管理者制度を導入のうえ、派遣職員を引き上げることとする。その他の体育施設についても、適切な管理のあり方を検討する。なお、プール施設については廃止する。 ・その他施設については、子育て支援などのグループ・サークル等による自主的な活動をはじめ、多目的な各種事業の実施場所として幅広く活用する。 ・条例改正については、施設機能の精査・利用料金等の検討、指定管理のタイムスケジュール確保等を勘案し、平成19年度中にその手続きを行う。なお、平成19年度に限り、現行の青少年会館は普通財産として暫定的に管理することとし、市民の幅広い利用に供する。	・平成18年度末で条例を廃止した。 ・もと青少年会館の暫定的な供用については、平成21年度末をもって終了する。 ※詳細は「政策的な課題の解消について」の項を参照	◎	
4	健康福祉局	いきがい課	住吉老人福祉センター管理運営	(社福) ライフサポート協会	・平成18年8月末条例廃止 ・施設については、有効活用を図るため高齢者の自主的な活動の場として引き続き利用に供するとともに、空きスペースを利用して小規模多機能型居宅介護支援事業を実施する。	・平成18年8月末をもって条例施設としては廃止した。 ・平成19年度からは、高齢者の自主的な活動の場として利用に供するとともに、空きスペースを利用して小規模多機能型居宅介護支援事業を実施している。	◎	

番号	局 名	所管課等	事業名称等	契約の相手方	見直し方針	見直しの経過及び結果	見直しの進捗状況	備考
5	経済局	都市産業課	久保吉工場アパート 管理業務委託	指定入居者	・平成19年4月1日を目途に賃料を見直したうえで、平成19年度中に管理方法について精査し見直す。 ・併せて、施設のあり方についても見直すこととし、平成19年度中にその方策を決定する。	・平成18年度末で業務委託を廃止し直営化 ・平成19年4月から賃料を見直し（平成22年4月に到達賃料に至る改定契約締結済み） ・老朽化しても建替えは行わない。 ・契約手続や賃料改定などについては、財産条例、財産規則および契約規則など関係法令を遵守し、引き続き適正に実施する。 ・その上で、老朽施設については廃止・統合し集約化を進める。	◎	
6			木津川工場アパート 管理業務委託	指定入居者				
7			浪速東工場アパート 管理業務委託	指定入居者				
8			第2浪速東工場アパート 管理業務委託	指定入居者				
9			第3浪速東工場アパート （北）管理業務委託	指定入居者				
10			第3浪速東工場アパート （南）管理業務委託	指定入居者				
11			浪速西工場アパート 管理業務委託	指定入居者				
12			第2浪速西工場アパート 管理業務委託	指定入居者				
13			出城東工場アパート 管理業務委託	指定入居者				
14	経済局	都市産業課	矢田資源再生共同作業場 管理・運営業務委託	矢田資源再生 業協同組合	・委託契約の内容を精査し、遅くとも平成19年度中に適切な管理形態を決定し、平成20年度から実施する。	・平成20年4月1日から管理運営体制を見直し、契約方法について、特名随意契約から入札に変更した。	◎	
15	経済局	都市産業課	浅香資源再生共同作業場 管理・運営業務委託	浅香資源再生 業協同組合		・平成20年4月1日から管理運営体制を見直し、契約方法について、特名随意契約から入札に変更した。 ・平成21年度末で浅香資源再生共同作業場を廃止する。		
16	都市環境局 （現 環境局）	大気騒音担当	矢田資源再生共同作業場 管理・運営業務委託	矢田資源再生 業協同組合	・委託契約の内容を精査し、遅くとも平成19年度中に適切な管理形態を決定し、平成20年度から実施する。	・平成19年度に委託契約の内容を精査し、適切な管理形態について検討した。 ・資源再生業公害防止対策としては、平成19年度末で終了した。	◎	
17	都市環境局 （現 環境局）	大気騒音担当	浅香資源再生共同作業場 管理・運営業務委託	浅香資源再生 業協同組合				

番号	局 名	所管課等	事業名称等	契約の相手方	方針	見直しの経過及び結果	見直しの 進捗状況	備考
18	市民局	人権室	人権フォトコンテスト等の 市民参加型啓発事業委託	(社) 大阪市人 権協会	・平成19年度は、人権フォトコンテスト事業実施にあたっては、入札またはプロポーザル方式により実施する。 ・市内全体で実施している事業については類似した事業と整理統合し、その他の事業については、人権文化センターの館事業と整理統合し、平成19年度予算に反映する。	・当該事業については平成18年度末で廃止した。 ・なお、人権フォトコンテスト事業については、平成19年度から全市展開事業に位置付け、事業の実施にあたっては、入札・プロポーザル方式により実施している。	◎	
19	市民局	人権室	地域啓発推進事業	(社) 大阪市人 権協会	・人権文化センターの館事業と整理統合し、平成19年度予算に反映する。	・平成19年度から情報発信に係る事業については、人権文化センターの啓発事業の中へ整理統合した（人権文化センターは平成21年度末で廃止する）。 ・それ以外の事業は平成18年度末で廃止した。	◎	
20	市民局	人権室	人権文化センター情報通 信技術（IT）講習	(社) 大阪市人 権協会	・平成18年度末で廃止する。	・平成18年度末で廃止した。	◎	
21	市民局	人権室	人権尊重のまちづくり地 域住民参加型事業	(社) 大阪市人 権協会	・平成18年度末で廃止する。	・平成18年度末で廃止した。	◎	
22	健康福祉局	保育運営課	公立保育所環境整備業務 委託	(社) 大阪市人 権協会	・平成18年9月末で環境整備事業委託を廃止。	・平成18年9月末で委託を廃止した。（清掃パートを直接雇用して対応）	◎	
23	健康福祉局	保育運営課	公立保育所給食内容充実 事業委託	(社) 大阪市人 権協会	・公立保育所給食内容充実事業委託については平成18年度末で廃止する。なお、大阪市人権協会職員の雇用問題については別途検討する。	・平成18年度末で廃止した。（本市職員である技能職員で対応）	◎	

番号	局 名	所管課等	事業名称等	契約の相手方	方針	見直しの経過及び結果	方針との整合性	備考
24	健康福祉局	健康づくり推進課	老人健康相談事業	(社) 大阪市人権協会	・平成18年度末をもって事業を廃止する。雇用については別途検討する。	・平成18年度末で廃止した。 (介護予防事業一般高齢者施策に移行後、事業終了)	◎	
25	健康福祉局	いきがい課	老人クラブ活動援助事業	(社) 大阪市人権協会	・今日的に必要性が薄れてきていることから、当該事業については平成18年度末をもって廃止する。なお、大阪市人権協会の職員については別途検討する。	・平成18年度末で廃止した。	◎	
26	健康福祉局	いきがい課	軽費老人ホームB型入所者日常生活支援事業	(社) 大阪市人権協会	・当該事業について廃止し、軽費老人ホームの施設運営のあり方と合わせて平成18年度中に、今後のあり方を決定する。なお、大阪市人権協会の職員については別途検討する。	・平成18年度末で廃止した。	◎	
27	健康福祉局	いきがい課	高齢者総合相談事業	(社) 大阪市人権協会	・地域老人福祉センターとしての事業は、平成18年度末をもって廃止する。なお、各区老人福祉センターにおいて実施している事業については引き続き実施する。	・平成18年度末で廃止した。 (地域老人福祉センター実施分)	◎	
28	健康福祉局	いきがい課	高齢者パソコン講習事業	(社) 大阪市人権協会	・地域老人福祉センターとしての事業は平成18年度末をもって廃止する。なお、各区老人福祉センターにおいて実施している事業は引き続き実施する。	・平成18年度末で廃止した。 (地域老人福祉センター実施分)	◎	
29	健康福祉局 (現 こども青少年局)	児童福祉課	子育て支援講座等交流事業	(社) 大阪市人権協会	・本事業は、平成14年度から3年間実施した「保育・子育て支援モデル事業」を継承・発展させて実施しているものであるが、平成18年度からは各区子ども・子育てプラザにおいて、子育て活動支援事業を実施することとなったため、プラザの後方支援機能をもつ子育ていろいろ相談センターとの事業統合に向け、平成18年度中に市社協と調整する。雇用については、別途検討する。	・当該事業と教育委員会所管の「子どもとおとなのための地域共育事業」の子育て支援に関する事業部分を整理統合を図ることとして、平成19年度にこども青少年局による全市展開事業として「子育て活動支援企画調整事業」を予算計上したが、実行段階において、既存の子育て活動支援事業の内容充実を図ることにより本事業の実施を見直すこととし、廃止した。	◎	

番号	局 名	所管課等	事業名称等	契約の相手方	方針	見直しの経過及び結果	見直しの進捗状況	備考
30	教育委員会事務局	社会教育課	子どもとおとなのための地域共育事業	(社) 大阪市人権協会	1) 子育て支援に関する事業部分 {子育て・親育ち講座、子育て経験交流会} ・平成19年度を目途に、健康福祉局所管の子育て支援講座等交流事業との整理統合を図る。 2) 自主学習・習慣づくり部分 ・学習意欲の向上と学習習慣の定着をめざし、学校内等に自主学習の場を設けるなど、拠点を限定せず全市的な展開を目指した事業として、平成19年度予算に反映させる。 3) 子どもとおとなのための地域共育プログラム研究開発部分 ・平成19年度から廃止。	①子育て支援に関する部分は、健康福祉局所管の子育て支援講座等交流事業と整理統合を図ることとして、平成19年度にこども青少年局による全市展開事業として「子育て活動支援企画調整事業」を予算計上したが、実行段階において、既存の子育て活動支援事業の内容充実を図ることにより本事業の実施を見直すこととし、廃止した。 ②自主学習習慣づくり支援部分は、平成19年度より指導部所管の放課後チャレンジ教室事業に整理統合した。 ③子どもとおとなのための地域共育プログラム研究開発事業部分については平成18年度末で廃止した。	◎	
31	教育委員会事務局	社会教育課	若年者再学習・職業観育成地域事業	(社) 大阪市人権協会	・青少年会館において実施してきた「若年層職業観育成・社会参加支援」事業との統合を図り、平成19年度から、局事業として全市的に実施する。	・平成18年度末で当該事業としては廃止し、19年度からは、青少年会館で実施してきた若年層職業観育成・社会参加支援事業との統合を図り、こども青少年局において全市的に実施している。	◎	
32	教育委員会事務局	社会教育課	男女共同参画社会づくりに向けた地域教育事業	(社) 大阪市人権協会	・平成19年度を目途に、市民局男女共同参画事業との整理統合を図る。	・平成18年度末で廃止した。	◎	
33	教育委員会事務局	学務課	進路選択支援事業	(社) 大阪市人権協会	・各中学校の進路指導の充実や区役所等での相談機能との連携を強化するとともに、市において奨学金説明会、相談業務を平成19年度から実施する。	・平成18年度末で委託事業としては廃止した。 ・平成19年度より全市展開する事業として再構築し、本市において事業を実施している。 具体的には、 ①各種奨学金制度活用に係る電話相談・窓口相談の実施。 ②各区民センター等での奨学金制度説明会・相談会の実施。 ③奨学金パンフレット等を作成し、制度の周知及び、各学校での進路指導の充実を図っている。	◎	
34	市民局	人権室	人権教育・啓発プログラム開発事業	(社) 部落解放・人権研究所	・平成18年度をもって廃止する。	・平成18年度末で廃止した。	◎	

番号	局 名	所管課	事業名称等	契約の相手方	方針	見直しの経過及び結果	見直しの 進捗状況	備考
35	市民局	人権室	人権教育啓発事業	(社) 部落解放・ 人権研究所	・委託内容を精査し、効果的な事業内容を検討するとともに、平成19年度の事業実施にあたっては、入札・プロポーザル方式により実施する。	・平成18年度末で廃止した。	◎	
36	健康福祉局	障害施設課	理学療法士・作業療法士 派遣事業委託	(社福) 大阪市 障害者福祉・ スポーツ協会	・障害者会館のあり方と併せて、平成18年度に今後の事業のあり方について検討し、方針を出す。	・障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、身体機能や生活能力の維持向上を図るためのリハビリテーションを受けられる体制の充実が求められており、平成20年3月に策定した「大阪市障害者支援計画・後期計画（平成20年度～23年度）」において、各施設や関係団体等と連携し、地域リハビリテーション体制の充実に努めている。 ・この計画に基づき、障害者のニーズを把握しながら、地域リハビリテーションの実施場所や実施方法等について具体的に検討を進めるとともに、障害者自立支援法に基づく「機能訓練事業（理学療法士等がリハビリテーションを行う事業）等」として実施するための検討を進めた。 ・その結果、理学療法士・作業療法士等派遣事業については平成21年度末で廃止する。なお、平成22年度より、リハビリテーションが提供できる体制を広く確保し、障害のある方が自立した生活を継続できるよう支援する事業として、「障害者リハビリテーション促進事業」を実施する。	◎	
37	建設局、市民局、計画調整局、健康福祉局、経済局、都市環境局、住宅局（現 都市整備局）、ゆとりとみどり振興局、教育委員会事務局、交通局		密集市街地まちづくり相談事務所管理運営業務委託	(財) 大阪市都市工学情報センター	・平成18年9月末をもって委託業務を廃止した。 (平成18年6月 事務所閉鎖)	・平成18年9月末をもって委託業務を廃止した。 (平成18年6月 事務所閉鎖)	◎	

番号	局名	所管課等	事業名称等	契約の相手方	見直し方針	見直しの経過及び結果	方針との整合性	備考
38	旧市長室 (現 政策 企画室)	(財)大阪国 際交流セン ター	姉妹都市交流促進事業に関 する業務委託 ⇒「関西研修センター研修 生との国際交流促進協議 会」への協賛金		・平成18年度より廃止。	・平成18年度より廃止した。	◎	
39	健康福祉局	(社)大阪市 人権協会	浪速老人福祉センター電 気・機械及び給湯設備の運 転保守管理	地元業者	・競争入札の実施について、地域老人福祉 センターのあり方とあわせて検討する。	・平成19年度より競争入札を実施して いる(なお、地域老人福祉センターにつ いては、平成18年度末をもって条例施 設としては廃止しており、21年度末を もって、もと地域老人福祉センターとし ての利用を廃止する)。	◎	
40			浪速老人福祉センター冷暖 房シーズンイン・シーズン オフ点検調整整備	地元業者			◎	
41			矢田老人福祉センター電気 設備・空調関係機器保守点 検整備業務委託	地元業者			◎	
42	交通局	(財)大阪市 交通事業振 興公社	我孫子用地の保安管理業 務	地元業者	・平成18年6月末をもって監理団体への 委託契約を見直し、直営業務とした。	・平成18年6月末で委託業務を廃止し た。 (18年7月より直営業務)	◎	

番号	局 名	所管課等	事業名称等	契約の相手方	方針	見直しの経過及び結果	見直しの進捗状況	備考
43	健康福祉局	地域福祉課	地域生活支援事業	(社) 大阪市人権協会	・社会福祉協議会に事業と整理統合するために、平成18年度中に関係先と調整する。雇用については別途検討する。	・平成19年度から社会福祉協議会事業に整理統合した。	◎	
44	都市整備局	大阪市住宅供給公社	市営住宅の管理及び付帯事務等に関する業務委託契約	(社) 大阪市人権協会	・住宅管理事業については、必要な業務を精査の上、平成19年度から公社に整理・統合する。 (なお、委託事業の廃止に伴う雇用対策については、市全体の方針に従い、別途に対応する。)	・業務委託を廃止し、平成19年度から公社に整理統合した。	◎	
45			市営住宅付帯駐車場管理業務委託契約	(社) 大阪市人権協会	・住宅付帯駐車場の管理については、今後示す予定の全市的な駐車場の管理運営の方向性に基づき見直していくこととする。 ・使用料金については、平成19年度には、他の市営住宅における付帯駐車場と同額になるようにする。また、管理経費の透明性を最大限確保するとともに、一層の効率的な運営を図り大阪市への納付金の大幅な増額を図る。	・平成18年度から、現地における管理経費の透明性を最大限確保するとともに、効率的な運営を図った結果、料金改定とあわせて市への納付金の大幅な増額を図った。 ・住宅付帯駐車場の料金改定については、平成17年度から着手し、平成19年度末に完了した。 ・住宅付帯駐車場の管理については、「市有地を利用した駐車場の今後の方向性について」に基づき、平成21年度に公社へ整理統合した。	◎	
46	健康福祉局	障害施設課	障害者会館管理委託	日之出 (社福) ノーマライゼーション協会、浪速 (社福) スワンなにわ、生江 (社福) リベルタ、住吉 (社福) ライフサポート協会、浅香 (社福) 熱と光、矢田 (社福) ふれあい共生会、西成 (社福) ヒューマンライツ福祉協会	・現行の指定期間が平成19年度末で終了することから、 (1) 公の施設として指定管理者の選定を行う場合は公募とする。 (2) 民間法人へ移管する。 の2案について、障害者会館で実施している各種相談事業等を検証・検討し、平成18年度中に障害者会館の今後の方針について明らかにする。	・平成23年度末をもって条例施設としては廃止し、民間へ移管することとした。 ・平成20年度から23年度までの間は、公募による指定管理者により管理運営を行っている。 ※詳細は「政策的な課題の解消について」の項を参照	◎	

番号	局 名	所管課等	事業名称等	契約の相手方	方針	見直しの経過及び結果	見直しの 進捗状況	備考
47	健康福祉局 (現 病院 局)	運営課	十三市民病院 外周管理業務	地元業者	・平成19年度清掃業務委託契約に含めて WTOに基づく一般競争入札をする。	・平成19年度より清掃業務委託契約に 含めてWTOに基づく一般競争入札とし ている。	◎	
48	健康福祉局 (現 病院 局)	運営課	十三市民病院 免震階清掃業務			・平成19年度より総合ビルメンテナ ンス業務委託契約に含め公募型指名競争 入札としている。		
49	財政局 (現 契約 管財局)	(株)大阪市 開発公社	加島駐車場の清掃業務委 託契約	地元業者	・平成19年度より競争入札を実施する。	・平成19年度より競争入札を実施して いる。 ・平成21年4月から大阪市道路公社へ 移管	◎	

〔２〕補助金・分担金

・共通事項…廃止するもの、経費分担を整理するものについては、スケジュールを明確にして実行するとともに、全てについて本市の補助金見直しの中で検討し、積算内訳について情報公開する。

・「所管課等」は、原則として平成１８年当時のもの。

・番号欄の[単]は本市単独補助金、[府]は府(府内市町村を含む)とともに対応している補助金・分担金をさす。

番号	所管課等	事業名（支出名称）	交付先（支出先）	方針	見直しの経過及び結果	見直しの進捗状況	備考
1 [単]	健康福祉局 いきがい課	生きがい活動事業補助金	(社福) リベルタ	・廃止も視野に入れた抜本的見直しを行う。 ・積算内訳について情報公開する。	・生きがい活動事業補助金については、平成１８年度末で廃止した。 ・雇用問題解決に向けての暫定的な措置を講じた。	◎	全ての事業の積算内訳について情報公開済み
2 [単]	健康福祉局 いきがい課	老人福祉センター運営助成 (飛鳥老人福祉センター運営補助)	(社福) ともしび福祉会	・廃止も視野に入れた抜本的見直しを行う。 ・積算内訳について情報公開する。	・老人福祉センター運営助成補助金については、平成１８年度末で廃止した。 ・雇用問題解決に向けての暫定的な措置を講じた。	◎	
3 [単]	健康福祉局 いきがい課	飛鳥老人福祉センター建設借入金償還補助		・本市の補助金見直しの中で検討する。 ・積算内訳について情報公開する。	・「補助金等のあり方に関するガイドライン」に沿って見直し、平成２２年２月に見直しチェックシートを公表した。 ・平成２１年度末に法人が繰上げ償還のうえ補助金の整理を図った。	◎	
4 [単]	健康福祉局 いきがい課	高齢者のための総合相談事業補助金		・平成１８年度までに廃止する。 ・積算内訳について情報公開する。	・平成１８年度末で廃止した。	◎	
5 [単]	健康福祉局 健康政策課	大阪地域医療ケア研究大会補助金	大阪地域医療ケア研究会	・平成１８年度までに廃止する。 ・積算内訳について情報公開する。	・平成１８年度から廃止した。	◎	
6 [単]	教育委員会事務局 教育センター	大阪市人権教育研究協議会補助金	大阪市人権教育研究協議会	・本市の補助金見直しの中で検討する。 ・積算内訳について情報公開する。	・平成１８年度末で廃止した。	◎	

番号	所管課等		事業名（支出名称）		交付先（支出先）	方針	見直しの経過及び結果	見直しの進捗状況	備考
7 [単]	教育委員会事務局 管理課		大阪市立高等学校人権教育研究会補助金		大阪市立高等学校人権教育研究会	・本市の補助金見直しの中で検討する。 ・積算内訳について情報公開する。	・平成18年度末で廃止した。	◎	全ての事業の積算内訳について情報公開済み
8 [府]	市民局 人権室		人権情報収集・提供事業補助金		(社) 部落解放・人権研究所	・本市の補助金見直しの中で検討する。 ・積算内訳について情報公開する。	・「補助金等のあり方に関するガイドライン」に沿って見直し、府の状況及び事業の必要性を踏まえ、平成20年度に補助金削減し、20年度末で廃止した。	◎	
9 [府]	市民局 人権室		部落史編纂事業補助金		(社) 部落解放・人権研究所	・平成20年度末までに廃止する。 ・本市の補助金見直しの中で検討する。 ・積算内訳について情報公開する。	・「補助金等のあり方に関するガイドライン」に沿って見直し、平成20年度末で廃止した。	◎	
10 [府]	こども青少年局 保育指導担当		大阪保育子育て人権情報研究センター補助金		大阪保育子育て人権情報研究センター	・本市の補助金見直しの中で検討する。 ・積算内訳について情報公開する。	・「補助金等のあり方に関するガイドライン」に沿って見直し、平成19年度末で廃止した。	◎	
11 [府]	健康福祉局 地域福祉課	平成19年度～ 市民局 雇用・勤労施策担当	大阪地域職業訓練センター事業補助金（（財）大阪生涯職業教育振興協会運営補助金）		(財)大阪生涯職業教育振興協会	・支出等について整理する。 ・本市の補助金見直しの中で検討する。 ・積算内訳について情報公開する。	・経費分担を整理して、平成19年度より市民局（雇用・勤労施策担当）1局に整理統合し、「補助金等のあり方に関するガイドライン」に沿って見直した。	◎	
19 [府]	経済局 企業支援課		大阪地域職業訓練センター事業補助金（A' ワーク創造館事業補助金）				・平成20年度に本市からの職員の派遣について見直しを行うとともに、人件費10％（本市派遣職員を除く）、事業費25％をそれぞれ削減した。	◎	
20 [府]	教育委員会事務局 社会教育課		大阪地域職業訓練センター事業補助金（（財）大阪生涯職業教育振興協会運営補助金）				・府の状況を踏まえて平成20年度の補助金を削減するとともに、20年度末で補助金を廃止した。	◎	
12 [府]	健康福祉局 地域福祉課		大阪地域職業訓練センター福祉民生施策事業補助金		大阪地域職業訓練センター福祉民生施策連絡協議会等	・本市の補助金見直しの中で検討する。 ・積算内訳について情報公開する。	・一部を平成18年度に廃止した。 ・残事業について、引き続き「補助金等のあり方に関するガイドライン」に沿って見直し、平成20年2月に見直しチェックシートを公表した。 ・平成20年度末で廃止した。	◎	

番号	所管課等		事業名（支出名称）	交付先（支出先）	方針	見直しの経過及び結果	見直しの進捗状況	備考
13 [府]	健康福祉局 障害施設課	平成19年度 ～ 市民局 人権 室	大阪府人権福祉施設連絡協議会分担金（大阪府人権福祉施設連絡協議会運営補助）	大阪府人権福祉施設連絡協議会	・支出等について整理する。 ・本市の補助金見直しの中で検討する。 ・積算内訳について情報公開する。	・平成19年度より経費分担を整理し、分担金として市民局1局に整理統合した。 ・「補助金等のあり方に関するガイドライン」に沿って見直し、府の状況を踏まえて、平成20年度末をもって廃止した。	◎	全ての事業の積算内訳について情報公開済み
14 [府]	健康福祉局 いきがい課		大阪府人権福祉施設連絡協議会分担金（大阪府人権福祉施設連絡協議会運営補助）				◎	
25 [府]	市民局 人権室		大阪府人権福祉施設連絡協議会分担金				◎	
15 [府]	健康福祉局 障害福祉課		重度知的障害者自立就労訓練等事業補助金	(社福)大阪府総合福祉協会	・廃止の方向で調整する。 ・積算内訳について情報公開する。	・平成18年度末で廃止した。	◎	
16 [府]	経済局 都市産業課		アルフィック大阪事業補助金	(財)大阪皮革産業会館	・本市の補助金見直しの中で検討する。 ・積算内訳について情報公開する。	・「補助金等のあり方に関するガイドライン」に沿って見直し、平成20年2月に見直しチェックシートを公表した。 ・府の状況を踏まえて、平成20年度から廃止した。	◎	
17 [府]	経済局 都市産業課		地域産業振興調査・研究事業補助金	大阪府商工会連合会	・本市の補助金見直しの中で検討する。 ・積算内訳について情報公開する。	・「補助金等のあり方に関するガイドライン」に沿って見直し、平成19年度末で廃止した。	◎	
18 [府]	経済局 企業支援課		人材育成事業推進員設置費等補助金	(財)大阪生涯職業教育振興協会	・本市の補助金見直しの中で検討する。 ・積算内訳について情報公開する。	・「補助金等のあり方に関するガイドライン」に沿って見直し、平成20年2月に見直しチェックシートを公表した。 ・府の状況を踏まえて、平成20年度から廃止した。	◎	
21 [府]	教育委員会事務局 社会教育課		おおさか識字日本語センター事業補助	おおさか識字日本語センター	・本市の補助金見直しの中で検討する。 ・積算内訳について情報公開する。	・「補助金等のあり方に関するガイドライン」に沿って見直し、府の状況を踏まえて、平成20年度末で廃止した。	◎	

番号	所管課等	事業名（支出名称）	交付先（支出先）	方針	見直しの経過及び結果	見直しの進捗状況	備考
22 [府]	教育委員会事務局 社会教育課	大阪地域職業訓練センター教育推進事業補助	(財) 大阪生涯職業教育振興協会	・本市の補助金見直しの中で検討する。 ・積算内訳について情報公開する。	・「補助金等のあり方に関するガイドライン」に沿って見直し、府の状況を踏まえて、平成20年度末で廃止した。	◎	全ての事業の積算内訳について情報公開済み
23 [府]	教育委員会事務局 社会教育課	大阪府青少年会館等教育施設連絡協議会補助	大阪府青少年会館等教育施設連絡協議会	・平成18年度までに廃止する。 ・積算内訳について情報公開する。	・平成18年度末で廃止した。	◎	
24 [府]	都市環境局 大気騒音担当	化製場集約化対策事業補助金	大阪ハイプロテイン協業組合	・平成20年度末までに廃止する。 ・本市の補助金見直しの中で検討する。 ・積算内訳について情報公開する。	・「補助金等のあり方に関するガイドライン」に沿って見直し、平成20年2月に見直しチェックシートを公表した。 ・平成20年度末で廃止した。	◎	
26 [府]	市民局 人権室	国際人権大学院大学(夜間)の実現をめざす大阪府民会議分担金	国際人権大学院大学(夜間)の実現をめざす大阪府民会議	・本市の補助金見直しの中で検討する。 ・積算内訳について情報公開する。	・「補助金等のあり方に関するガイドライン」に沿って見直し、府の状況を踏まえて、平成20年度から廃止した。	◎	
27 [府]	健康福祉局 いきがい課	高齢者就労の生きがいづくり活動支援事業 (就労の生きがいづくり活動支援事業)	事業化グループの代表者	・本市の補助金見直しの中で検討する。 ・積算内訳について情報公開する。	・「補助金等のあり方に関するガイドライン」に沿って見直し、補助率・補助対象経費など補助金の内容について要綱を改正し、平成21年2月に見直しチェックシートを公表した。	◎	
28 [府]	市民局 雇用・勤労施策室	就職困難者等の就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援事業	(社) おおさか人材雇用開発人権センター	・本市の補助金見直しの中で検討する。 ・積算内訳について情報公開する。	・「補助金等のあり方に関するガイドライン」に沿って見直し、府の状況を踏まえ、平成20年度において大幅な削減を行った。 ・平成21年2月に見直しチェックシートを公表した。 ・平成22年度の補助金についても削減を図ることとしている。	◎	

番号	所管課等		事業名（支出名称）	交付先（支出先）	方針	見直しの経過及び結果	見直しの進捗状況	備考
29 [府]	市民局 人権室 教育委員会事務局 社会教育課 健康福祉局	平成19年度～ 市民局 人権室	大阪人権博物館運営費補助金	(財) 大阪人権博物館	・支出等について整理する。 ・本市の補助金見直しの中で検討する。 ・積算内訳について情報公開する。	・経費分担を整理し、平成19年度より市民局1局に整理統合した。 ・平成20年3月の市会附帯決議を受けて府とも協議のうえ「補助金のあり方に関するガイドライン」に沿って見直し、平成20年度において管理費・事業費の縮減を行い、21年度についても派遣職員の引揚げや管理運営費の効率化を図った。 ・平成21年2月に見直しチェックシートを公表した。 ・さらに、「補助金等のあり方に関するガイドライン」の趣旨を踏まえて平成23年度までに補助金を段階的に削減し、対20年度比で半減とすることとした。 ・財団のあり方について平成25年度までに大阪府及び財団と協議する。	◎	全ての事業の積算内訳について情報公開済み
30 [府]	市民局 人権室		(財) 大阪府人権協会分担金	(財) 大阪府人権協会	・本市の補助金見直しの中で検討する。 ・積算内訳について情報公開する。	・「補助金等のあり方に関するガイドライン」に沿って見直し、府の状況を踏まえて、府市長会・町村長会において対応を決定してきた。 ・さらに、「補助金等のあり方に関するガイドライン」の趣旨を踏まえて分担金を削減し、平成23年度には団体の運営に係る経費を分担金の対象からはずし、市域を対象とする事業に要する経費に限定することとした。	◎	

〔3〕貸付金

- ・共通事項…回収や債権処理について、スケジュールを明確にして実行する。
- ・「所管課」は平成18年度当時のもの。

番号	所管課	事業名（支出名称）	貸付先（貸付対象）	貸付残高（千円） （平成17年度末現在）	方針	見直しの経過及び結果	見直しの 進捗状況	備考
				〃 （平成20年度末現在）				
1	健康福祉局 健康政策課	芦原病院貸付金	浪速医療生活協同組合	13,056,803	貸付金廃止 医療法人「弘道会」へ事業譲渡 （平成18年4月1日）	・平成17年度から新規貸付なし ・浪速医療生活協同組合については平成20年12月破産手続き完了	◎	
				—				
2	経済局 金融課	大阪府地域支援人権金融公社貸付金	（財）大阪府地域支援人権金融公社	2,083,391	貸付金については、現在、返済計画に基づいて返済されているので、今後も着実に返済を求める。	・平成23年度までは計画に基づいて返済中 ・全額返済を求める。 ・その上で、平成24年度以降の返済計画を平成23年度中に策定する。	◎	
				1,466,489				
3	経済局 商業振興課	部落解放消費生活協同組合貸付金	部落解放浪速地区消費生活協同組合	12,850	貸付金については、現在、返済計画に基づいて返済中であり、今後も着実に返済を求める。	・返済計画に基づいて返済中 ・平成27年度完済予定	◎	
				8,950				
4	健康福祉局 地域福祉課	同和更生生業資金（回収事務）	更生のための資金を必要とする者	58,073	回収について引き続き取り組むとともに、回収不能分については計画的に債権処理の措置を講じる方向で検討中。今年度中に今後の方針を立てる。	・全債務者の現住地調査を実施した。 ・現住所の確認できた債務者に対して債権回収を進めており、債務者の現住所調査（不明者の再調査は平成21年度中に終了）に基づき、引き続き債権処理（回収・不能欠損処分）を行っていく。	◎	
				52,785				
5	健康福祉局 地域福祉課	大学奨学金	短大、大学に進学後修学が困難な者	1,664,571	回収について引き続き取り組む。 今年度中に債権・債務状況を精査し、その結果を踏まえて厳正に債権処理を行うなど抜本的な方策を立てる。	・全債務者について、所在確認のための居所調査等を実施してきた。 ・なお、所在不明のものについては保護者等を通じて所在確認を行うなど、引き続き居所把握に努めてきた。 ・返還決定者については、引き続き返還を求め、回収に努めるとともに、返還が困難な者から返還免除申請があったときは、順次、返還免除審査を行い、国基準に該当する者については、規定に従い免除手続きを進めていく。 ・卒業時に実質的に返還免除としてきた貸与者については、京都市の高裁判決の趣旨等や、制度の経過やリーガルチェック等を踏まえた課題整理を行うなど、処理方策を確定させるべく取り組んできた。	◎	
				1,600,810				
6	教育委員会事務局 学務課	高等学校等奨学金	高校進学後、修学が困難な者	2,188,452	高校奨学金については、返還決定者には引き続き返還を求めていくとともに、卒業時に償還免除としてきた貸与者には平成18年度中に、一括処理の措置を講じる。	・これまでの検討や、監理委員会・市会における議論もふまえ、処理方策の方向性を確定した。今後、早ければ5月市会に条例案を提出し、具体の債権管理・債権回収に取り組んでまいる。	◎	
				2,177,998				

〔４〕 政策的な課題の解消について

	項目	方針	見直しの経過及び結果	見直しの 進捗状況	備考
1	学校における職員配置の適正化	・ 管理作業員 いわゆる旧同和教育推進校における管理作業員については、全市的基準を超える10名について、平成19年度末までに配置を見直す。このことと並行して、引き続き管理作業員の総数の縮減に努めていく。 ・ 給食調理員 いわゆる旧同和教育推進校における給食調理員については、全市的基準を超える54名について、平成19年度末までに配置を見直す。 ・ また、リフト配置の学校、食堂を有する学校における施設・設備等に対応するための加配42名については、廃止や嘱託化など、平成18年度中に配置基準の見直しを行い、平成21年度末までに配置の適正化を図る。これらのことと並行して、引き続き給食調理員の総数の縮減に努めていく。 ・ なお、中学生の昼食については、今後、中学生の昼食事業の試行を実施している2校と、今年度から新たに設ける公費をかけない弁当販売校について、それぞれの状況等の精査・検証を加えながら、12月中に中間集約を行うとともに、関係校のヒヤリング調査なども実施し、教育委員会事務局に設置している「小・中学生の健やかな成長の促進のための昼食のあり方に関する研究会」において、保護者負担の公平性はもとより教育的効果の観点から精力的に検討を行うなど、総合的に議論を行い、議会での意見を踏まえて、12校での給食のあり方を含め、平成18年度末までに昼食の考え方をまとめる。	・ 管理作業員 平成18年度末に8名の配置を見直した。 平成19年度末に残り2名の配置を見直した。 ・ 給食調理員 平成18年度末に36名の配置を見直した。 平成19年度末に残り18名の配置を見直した。 ・ 施設・設備等に対応するための加配42名については、平成18年度末に配置基準を見直した。平成19年度末に18名の配置を見直し、残る24名についても人事異動により21年度末までに配置の適正化を行った。 ・ 中学生の昼食については、「小・中学生の健やかな成長の促進のための昼食のあり方に関する研究会」で、平成19年3月29日に「中学生の昼食の考え方」をまとめ、これを踏まえ平成19年4月24日に市の方針を定めた。この方針に基づき、12校で実施していた給食については、平成20年3月末で廃止し、全中学校において、弁当持参を基本とし、家庭からの弁当を持参しない場合も安心して登校できるように、全ての生徒が利用可能な、衛生面・安全面等を念頭に置き、栄養価に配慮した昼食を提供している。	◎	

	項目	方針	見直しの経過及び結果	見直しの 進捗状況	備考
2	青少年会館の管理運営業務	・「大阪市立青少年会館条例」は、平成18年度末をもって廃止する。 ・青少年会館においてこれまで実施してきた。 ○不登校など課題を抱える青少年に対する相談や居場所づくり ○青少年体験学習 ○若年層職業観育成・社会参加支援 の事業は、本市の青少年施策に位置付け、「こども青少年局」所管の事業として、平成19年度以降同館に拠点を限定することなく、中央青年センター、総合生涯学習センターや市民学習センター、区民センターや子ども・子育てプラザ等を積極的に活用するなどして、全市的展開に向け、その拡充を図ることとし、事業手法を含め平成19年度予算に反映する。 ・その他の事業については、廃止する。 ・また、現在の青少年会館施設については、体育館やグラウンド等のうち、規模、内容が一般スポーツ施設として活用できるものについては、市民利用の一層の促進を図るべく条例に位置付けるとともに、公募による指定管理者制度を導入のうえ、派遣職員を引き上げることとする。その他の体育施設についても、適切な管理のあり方を検討する。なお、プール施設については廃止する。 ・その他施設については、子育て支援などのグループ・サークル等による自主的な活動をはじめ、多目的な各種事業の実施場所として幅広く活用する。 ・条例改正については、施設機能の精査・利用料金等の検討、指定管理のタイムスケジュール確保等を勘案し、平成19年度中にその手続きを行う。なお、平成19年度に限り、現行の青少年会館は普通財産として暫定的に管理することとし、市民の幅広い利用に供する。	・平成18年度末で条例を廃止し、派遣職員を引き上げた。 ・「相談と居場所づくり等3事業」は、平成19年度よりこども青少年局所管事業として全市展開することとした。 ・その他の事業は、平成18年度末で廃止した。 ・プール施設については、平成18年度末で廃止した。 ・平成19年度からは暫定的に、教育委員会ホームページ等で広く周知し、市民グループに施設の貸出を行うとともに、本市事業の実施場所として幅広い活用を図ってきた。なお、必要に応じて一部施設の供用停止等、供用の縮小を行ってきた。 ・一般スポーツ施設として条例化できるかどうか検討したところ、体育館については施設規模や、施設改修等にかかる経費等から、1グラウンドについても、スポーツ施設として整備した場合の費用対効果や当該グラウンドの形状などの問題があり、条例化は行わないとの結論を得た。 ・平成22年度から人権文化センター、もと青少年会館、もと地域老人福祉センターの3施設を廃止・統合して市民交流センターが設置されることに伴い、もと青少年会館の暫定的な供用については、平成21年度末をもって終了する。	◎	
3	保育所における職員配置	・同和保育所にのみ配置してきた人権保育推進担当保育士、子育て家庭支援推進担当保育士、就学前教育推進担当保育士については、平成18年度末をもって廃止する。	・人権保育事業などを担当する専任保育士78名は、平成18年度末をもって廃止した。	◎	

	項目	方針	見直しの経過及び結果	見直しの 進捗状況	備考
4	地域老人福祉センター管理 運営	地域老人福祉センターについては、公の施設としては廃止し、一定の高齢者が日々利用しているため、施設の有効活用を図る観点から高齢者の自主的な活動の場として引き続き利用に供するとともに、高齢者だけでなく広く市民が利用できるよう多機能・多目的な利用形態等について検討を行い、平成19年度予算に反映する。	・平成18年度末で条例施設としては廃止した。 ・平成19年4月からは高齢者地域活動支援事業として事業委託し、高齢者の自主的な活動の場として引き続き利用に供した。20、21年度については、施設のより有効な活用を図るため、高齢者を始め市民に幅広く利用されるよう、プロポーザル方式により事業者を募集・選定して、高齢者等地域活動支援事業を実施してきた。 ・平成22年度から人権文化センター、もと青少年会館、もと地域老人福祉センターの3施設を統合した市民交流センターが設置されることに伴い、もと老人福祉センターについては供用を廃止し、市民交流センター等を実施場所として高齢者等地域活動支援事業を実施することとした。	◎	
5	人権文化センター	・東淀川区内の南方・日之出・飛鳥人権文化センターの3館については、統合の方向で検討を進め、平成19年秋頃までに結論を出す。 ・平成22年度からの次期指定管理期間に向けて、現下の厳しい財政状況に鑑み、また利用状況も比較的低調であることから、建替えを行わないことを前提に、機能・施設のあり方を抜本的に見直す方向で、今後、精力的かつ総合的な検討を進め、平成20年度末を目途に結論を出す。	・東淀川区内の3館について、事業の状況や施設の利用状況、交通アクセスなどについて総合的に検討を進めた結果、日之出人権文化センターに統合することとし、条例改正を行って平成19年度末をもって南方人権文化センター及び飛鳥人権文化センターは条例廃止して20年4月より日之出人権文化センターを東淀川人権文化センターとした。 ・平成22年度以降のあり方について、調査・監理委員会の提言及び見直し方針等に基づき、総合的に検討した結果、平成20年11月に次のとおり考え方をとりまとめた。 (1) 地域内の3施設を統合し、地域や世代を越えた交流の促進を目的とし、幅広く市民利用に供する(仮称)市民交流センター10館を設置する。なお、統合により生ずる空き施設については供用廃止する。 (2) 現行の人権文化センター条例は廃止する。 (3) 人権文化センターの相談事業、人権啓発事業は、別途検討する(仮称)人権啓発・相談センターに集約する。 ・上記の考え方に基づき、市会での議論等を踏まえ、平成22年4月からコミュニティ振興施設として市民交流センターを開設することとし、平成21年5月に区役所附設会館条例を改正してコミュニティ振興施設条例と名称を改め所要の規定整備を行うとともに、平成21年度末をもって人権文化センター条例を廃止することとした。	◎	

	項目	方針	見直しの経過及び結果	見直しの進捗状況	備考
6	大阪市人権協会等の職員の雇用問題	各事業の見直しに伴って生じる大阪市人権協会等の職員の雇用問題については、プロジェクト委員会（地対財特法期限後の事業等の調査・監理委員会）から指摘されている事項について配慮するとともに、当該団体と協議して進める。	・平成19年度1年間に限り、再就職ステップアップ支援事業を実施した。 ・平成19年度からの3年間に期間を限定し、委託事業を引き継いだ団体への人権協会からの派遣などの暫定雇用を行ってきた。 ・平成21年度末で暫定雇用を終了する。	◎	
7	障害者会館管理委託	現行の指定期間が平成19年度末で終了することから、 (1) 公の施設として指定管理者の選定を行う場合は公募とする。 (2) 民間法人へ移管する。 の2案について、障害者会館で実施している各種相談事業等を検証・検討し、平成18年度中に障害者会館の今後の方針について明らかにする。	・平成19年5月7日の執行会議において ○障害者自立支援法による事業を計画的に整備することにより、障害者会館については、平成23年度末をもって条例施設としては廃止する。 ○平成20年度から平成23年度は、指定管理者を公募により選定することとし、指定期間内に、障害者自立支援法に基づく新事業への移行状況の把握や、条例廃止後の施設の活用方法・事業内容の整理、さらには設備等の老朽化に対する対応等、民間への移管に向けた課題について検討を行う。とした、今後の障害者会館の方針を確認した。 ・平成19年7月から、指定管理者を公募により選定し、市会の議決を経て指定した。 ・平成20年4月から、公募による指定管理者が管理運営を行っている。 ・平成19年5月7日の執行会議の方針に基づき、施設の活用方法や実施する事業、民間への移管方法、老朽化した設備の対応等の諸課題について、具体的な検討を行うため、平成21年度に学識経験者等からなる「障害者会館あり方検討会」を設置し、検討を行っている。	◎	
8	ふれあい人権住宅の募集対象区域の拡大	・ふれあい人権住宅については、募集対象区域を市域全体に拡大することとし、また、名称についても廃止し、平成19年度から啓発を図りながら実施する。なお、平成18年度は準備期間とし、従来方式での募集は行わない。	・募集対象区域を市域全体に拡大し、ふれあい人権住宅の名称を廃止して、平成19年7月から、啓発を図りながら募集を実施している。	◎	

	項目	方針	見直しの経過及び結果	見直しの 進捗状況	備考
9	未利用地等の管理および駐車場の管理運営	・大阪市人権協会に委託している未利用地等（駐車場として管理運営しているものを含む）については、今後、策定する全市的な未利用地等の活用・処分方針に基づき、計画的に管理地の縮小を図っていくこととし、それまでは暫定措置として、引き続き人権協会への委託を継続する。 ・住宅付帯駐車場および未利用地以外の高架下を活用した駐車場の管理については、今後示す予定の全市的な駐車場の管理運営の方向性に基づき見直していくこととする。なお、住宅付帯駐車場の使用料金については、平成19年度には他の市営住宅における付帯駐車場と同額となるようにする。それまでの間、管理経費の透明性を最大限確保するとともに、一層の効率的な運営を図り大阪市への納付金の大幅な増額を図る。	・平成18年度から、管理経費の透明性を最大限確保するとともに、効率的な運営を図った結果、料金改定とあわせて市への納付金の大幅な増額を図った。 ・住宅付帯駐車場の料金改定については、平成17年度から着手し、平成19年度末に完了した。 ・「市有地を利用した駐車場の今後の方向性」に基づき、平成21年度に、高架下を活用した駐車場の管理については道路公社に、住宅付帯駐車場の管理についてはすまい公社に整理・統合した。 ・未利用地等（駐車場として管理運営しているものを含む）については、「大阪市未利用地活用方針」に基づき計画的に縮小を図ってきたが、今後は平成22年3月に明確にした具体的活用方策に基づき、処分するものについては売却の手続きを進め、引き続き駐車場として活用するものについては人権協会への管理委託は平成22年度末までとし、平成23年度からの事業者は、平成22年度中に一般競争入札により選定することとした。	◎	

〔5〕未利用地、建物等の使用

《方針》 未利用地・建物等の使用について、引き続き活用を図っていくものについては、他の同種の利用条件との均衡を図るとする委員会の提言に沿って、平成19年度以降、着実に対応していくこととし、明渡しや原状回復等を求めるものについては、18年度末を目途とし速やかに対応する

a. 未利用地等の使用について

分 類	利 用 状 況	平成18年7月現在の状況	調査・監理委員会の提言	方 針	見直しの結果(平成22年3月末)	件数
地域コミュニティ関係	農菜園 ゲートボール場 スポーツ広場等	・無償貸与 ・地域人権協会等	・無償貸与 ・地域の各種団体から構成される運営委員会と契約する ・利用者選定の公平性・透明性の確保	・19年度より、地域の各種団体から構成される運営委員会と契約する方向で、関係団体等と協議を進める	・地域の各種団体から構成される運営委員会と契約済 5件 ・利用廃止 2件	7件
駐車場関係	有料駐車場 事業用駐車場	・無償貸与 一部は減免あり ・法人等	・駐車場の必要性精査 ・無償のものは有償化 ・減額を認めるものは基準を明確にする	・利用者より使用料を徴収する有料駐車場については、19年度から有償化に向けた検討を行う ・減免を認めるものは、19年度より全市的な考え方との整合性をはかる	・有償化済 2件 ・減免率見直し済 2件 ・利用廃止 1件	5件
	来館者用駐車場(福祉施設等)	・無償貸与 ・運営法人	・駐車場の必要性精査(基準以上のものは有償化) ・無償貸与 (但し、全市的に同種他施設が有償化されれば、同時期に有償化) ・利用者が無料で使用できるものに限る	・18年度中に駐車場の必要性の精査をおこなったうえで、利用者が無料で使用できるものに限り、土地について無償貸与とするが、基準以上のものについては、有償化の方向で関係先と協議を進める	・有償化済 1件 ・利用廃止 1件	2件
	来館者用駐車場(公共施設)	・無償貸与	・駐車場の必要性精査 ・無償(暫定利用の位置付け) ・利用者が無料で使用できるものに限る	・18年度中に駐車場としての手続きを行う	・使用承認手続済 3件 ・利用廃止 1件	4件

利用廃止等の手続きを進めているもの		・手続きを進める	・18年度末を目途に手続きを進める	・利用廃止 8件	8件
不正・無断使用関係		・期限を定めて明渡しを求める ・応じなければ法的措置	・18年度末を目途に明渡しを求める、 ・応じなければ法的措置を講ずる	・明渡し済 13件 ・訴訟中 4件(訴訟提起予定1件含む) ・有償化予定 1件	18件

a. 未利用地等の使用について	合計	44件
-----------------	----	-----

b. 建物・用地等の使用貸借等について(1/2)

分 類	利 用 状 況	平成18年7月現在の状況	調査・監理委員会の提言	方 針	見直しの結果(平成22年3月末)	件数
地域コミュニティ関係	老人憩の家	・無償貸与 ・地域人権協会	・無償貸与 ・地域の各種団体から構成される運営委員会と契約する	・19年度より、地域の各種団体から構成される運営委員会と契約する方向で、関係団体等と協議を進める	・地域の各種団体から構成される運営委員会と契約済 5件	5件
	集会所	・土地;無償貸与 ・建物;自己所有 ・地域人権協会				
収益事業関係	診療所 共同浴場 理髪館	・土地および大阪市所有の 建物は無償貸与 ・地域人権協会等が運営	・診療所等については、運営が可能となる運営主体(法人化)と契約 ・土地・市所有の建物とも有償化 ・土地は事業用定期借地	・18年度を目途に法人化および有償化の手続きを行う	・有償化済 6件 ・利用廃止 5件 ・有償化予定 12件 ・利用廃止予定(活用方策の検討) 2件 ・訴訟中 1件	26件
	病院	・土地は大阪市所有、3年間に限り無償貸与	・事業譲渡後3年間に限り無償貸与、以降、定期借地権設定契約 ・看護師寮は明渡し手続き	・事業譲渡後3年間に限り無償貸与、以降、定期借地契約を締結する	・有償化済 1件 ・利用廃止 1件	2件
福祉施設・事業関係	地域在宅サービスステーション その他福祉施設	・土地および大阪市所有の 建物は無償貸与 ・運営法人	・土地については、無償貸与(但し、全市的に同種他施設が有償化されれば、同時期に有償化) ・建物が無償のものについては有償化	・土地については無償とする ・建物の有償化については、18年度中に結論を出す	・有償化済 3件 ・減免適用済 1件	4件
指定管理施設/ 公的施設関係	人権文化センター	・地域人権協会事務所 ・目的外使用許可 ・100%減免	・指定管理業務用の事務スペースとする	・19年度より、指定管理業務用の事務スペースとする	・指定管理業務用の事務スペースとし、措置済 12件	12件
		・部落解放同盟大阪府連 地域支部事務所 ・目的外使用許可 ・減免無し	・外部への移転	・19年度は新たな使用許可を行わないことを基本とする	・移転済 7件	7件
	障害者会館	・指定管理建物内の施設	・外部への移転	・18年度中の移転を求める	・移転済 2件	2件
	大阪人権センター	・大阪府の建物あり	・大阪府と契約手続き中	・18年度中に契約を締結する	・大阪府と使用貸借契約締結済 2件	2件

b. 建物・用地等の使用貸借等について(2/2)

分 類	利 用 状 況	平成18年7月現在の状況	調査・監理委員会の提言	方 針	見直しの結果(平成22年3月末)	件数
産業振興施設	工場アパート 資源再生共同作業所 商業施設 購買施設 生協施設	・賃貸借契約(有償) ・賃料改定が途中段階のものがある。	・同種施設の賃料相当額を設定 ・最終賃料まで計画的に賃料改定	・賃料改定が未実施のものは19年度から実施する。 ・賃料改定が途中段階のものは、通増計画に基づき、最終賃料まで計画的に改定を行う	・賃料改定契約済 21件	21件
	大阪皮革産業会館	・土地建物とも無償貸与 ・市の運営費負担はなし。	・契約更新時(19年度まで契約あり)に契約の見直し (皮革関連産業の振興拠点)	・現在の契約期間が満了する19年度末までに、契約方法などについて決定する	・有償化済 1件	1件
その他	化製場	・土地は賃貸借、減免あり。	・滞納の解消	・一括全額支払を前提として、今年度、返済計画について要請を行う	・返済計画提出済 1件	1件

利用実態の解消を行うもの		・期限を定めて明渡しを求める	・18年度末を目途に、明渡しを求める	・明渡済 9件 ・訴訟中 2件	11件
--------------	--	----------------	--------------------	--------------------	-----

b. 建物・用地等の使用貸借等について 合計 94件

注:平成18年7月現在の状況においては、大阪市の財産区分により、普通財産の使用貸借の場合と行政財産の使用許可(使用料免除)の場合があったが、いずれも無償貸与と表記する。

〔6〕 特別な優遇措置等

・共通事項…それぞれの項目について、是正の内容とスケジュールを明確にして実行する。

・「所管課」は平成18年度当時のもの。

	局 名	所管課	事 項	方針	見直しの経過及び結果	見直しの 進捗状況	備考
1	健康福祉局	保護課	生活保護出張相談・保護費支払	平成18年度中に廃止する。	平成18年度末で廃止した。	◎	
2	健康福祉局	地域福祉課	各地域における各種大学奨学金制度 の説明会等への本市職員の派遣(本 市には奨学金制度はない)	平成18年度中に廃止する。	平成18年度から廃止した。	◎	
3	健康福祉局 (現 こども 青少年局)	保育運営課	保育所における一泊保育事業	平成18年度末で廃止する。	平成18年度末で廃止した。	◎	
4	健康福祉局 (現 こども 青少年局)	保育運営課	保育所の正規職員以外のアルバイト (保育士以外)配置	平成18年度末で通常のルールと 異なる配置については廃止する。	平成18年度末で通常のルールと異なる配置に ついては廃止した。	◎	
5	健康福祉局 (現 こども 青少年局)	保育運営課	保育所の給食材料費の上積み	平成18年度9月末で上積みを廃止 した。	平成18年9月末で上積みについて廃止した。	◎	
6	健康福祉局	いきがい課	大国老人憩の家光熱水費	本市の光熱水費負担を廃止し、平 成18年度中に老人憩の家としての 運営助成に移行する。	平成18年度中に老人憩の家としての運営助成 に移行し、平成18年度末で廃止した。	◎	
7	健康福祉局	健康づくり推進課 感染症対策課	一部地域での基本健診・結核検診・が ん健診	平成18年度末で廃止する。	平成18年度末で廃止した。	◎	
8	健康福祉局	健康づくり推進課 感染症対策課	一部地域での巡回乳幼児健康診査・ ポリオ予防接種	平成18年度末で廃止する。	平成18年度末で廃止した。	◎	
9	健康福祉局	健康づくり推進課	一部地域での健康教育・相談	平成18年度末で廃止する。	平成18年度末で廃止した。	◎	
10	健康福祉局	健康政策課	地区診療所への応援医師派遣	平成18年度末で派遣を廃止する。	平成18年度末で廃止した。	◎	
11	ゆとりとみどり 振興局	管理課	仮設便所の設置 (浪速区内 1か所)	本市では仮設便所を設置しない。	平成18年度末で廃止した。	◎	

	局 名	所管課	事 項	方針	見直しの経過及び結果	見直しの 進捗状況	備考
12	環境事業局 (現 環境局)	業務課	浅香・矢田共同作業場のごみ収集	本市の無料収集については廃止する。	平成18年度末で廃止した。	◎	
13	住宅局 (現 都市 整備局)	管理課	改良住宅の付帯施設として建設された 店舗・作業所の使用料	本市改良住宅の全ての店舗・作業 所を対象に、平成19年度中の使用 料の改定に向け作業を進める。	平成19年7月に使用料改定を実施した。	◎	
14	建設局	路政課	一部の自転車駐車場の管理員に係る 優先雇用枠の設定	廃止済み	平成18年度に廃止した。	◎	

不適切な事務執行

15	健康福祉局	障害施設課	もと浪速第1温泉施設の活用	障害者のニーズを勘案し、平成18 年度中に今後の活用方策につい て検討し、方針を出す。	・施設の活用方法については、障害者自立支援 法に基づく事業の実施等、障害者のニーズに応 じたサービスが提供できるよう、公募により施設 の活用を図る方針とした。 ・そのため、国の新たな処分基準に基づく財産 処分等の手続きを進めるため、施設の土地・建 物の転用方法について検討を進めた。 ・施設の転用方法については、土地・建物を売 却することとする。財産処分に向けた国との協議 を行い、土地・建物の財産処分や転用手続きを 進めている。	◎	
16	建設局	路政課	大国町・芦原橋 自転車駐車場警備委託	平成18年度末で随意契約を廃止 する。	・平成18年度末で随意契約を廃止し、平成19年 度から公募による指定管理者により実施してい る。	◎	
17	建設局	路政課	大国町自転車駐車場汚水・湧水槽清 掃委託				
18	財政局	固定資産税課	大規模改修後の共同浴場に関する固 定資産税の課税保留	課税保留していた共同浴場(12) は、課税に向けて調査作業中	平成18年度に課税済み	◎	
19	財政局	主税課	法人所有地の固定資産税に関する徴 収猶予	全額納付済み	平成18年度に全額納付済み	◎	